

令和4年12月議会 八尾春雄議員の一般質問を紹介します。質問テーマは下記4点でした。

- (1) お悔やみコーナーの設置について
- (2) 農業委員会の活動について
- (3) 水道の県広域化について
- (4) 東京オリンピックの総括について

○議長（吉村裕之君） 休憩を解き、再開します。

次に、14番、八尾春雄議員の発言を許します。

14番、八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 14番の八尾春雄でございます。今日は農業委員会の松村会長に答弁者として来ていただきまして本当にありがとうございます。農業のことについても質問をしてみたいので、よろしくお願いを申し上げます。

質問は4点ございまして、1、お悔やみコーナーの設置について。

家族が亡くなった場合に、遺族が各課を順次回って手続することに負担が大きく、また行政窓口の側でも手続完了まで働きかける必要に迫られている。この負担を和らげるために、お悔やみコーナーの設置を提案したい。

この件は、これまでも少なくない議員が一般質問で町に要請しながら、町は一向に動こうとした様子がうかがえない。今回の質問で具体化を明言されたい。

人が亡くなった場合、遺族でない者がお世話をした場合はどうなるのかについても基準が必要になる。所定の委任状は準備しているのか。利用希望者が3営業日前までに、専用電話まで申し込むと、町が可能な時間帯を提示すること。希望者があちこちの窓口を回るのではなく、専用の窓口で、関係する各課の担当者が入れ替わり対応する。どの部局に手続が必要なのかを事務局があらかじめ調査して、漏れ落ちのなきようにするのがポイントです。お互いに手早く確実に手続できるのではないか。既にスタートしている自治体の仕組みを調査してもらいたい。

大きな2番目でございます。農業委員会の活動について。

本年6月議会の真っ最中に、的場中堀医院から北上する町道に接する私有地の樹木が伐採され、車両の通行がスムーズになった件は、貴農業委員会の尽力が大きかったもので、周辺住民からも歓迎の声が届いている。

①農地でありながら実態が農地ではない事例は、これ以外にどれほどあるのか。実態に基づく課税であれば、従来の税収以外にどれほどの税収が期待できるのか。

②米価が低迷し、労働に見合う収入にならない問題点を貴農業委員会はどうに対応しようとしてきたか。

③食料の外国依存を転換し、食料自給率の向上を柱に据え、早期に50%台を回復し、引き続き60%台を目指す課題、競争力・効率一辺倒ではなく、国土の多面的な利用、環境・生物多様性、食の安全に配慮する人と環境に優しい持続可能な農業を目指す課題、大規模も中小規模も含めて多様な家族経営が営農を続け、暮らし続けられる農山村、新規参入者や移住者が元気に暮らせる農山村を目指す課題などについて、貴農業委員会はどのように取組を行ってきたのか。

大きな3番目でございます。水道の県広域化について。

奈良モデルと称して、各自治体の権限と責任で行うべき水道事業を県全体で1本の事務組合に対応させる手法には、自治体が自治体でなくなる心配がある。

①令和3年度広陵町水道事業会計決算では、貸借対照表で負債勘定である長期前受金として34億円を計上する一方、損益計算書では営業外収益の中の長期前受金戻入としてほぼ1億円を計上している。真美ヶ丘団地開発に伴う水道施設を1回で広陵町に移管した受贈財産を利益に上げず長期負債勘定で処理していることになるが、この仕訳は正しいのか。

②県の説明によれば、広陵町の水道事業を単独でいくよりも県広域化していくほうが経費が安くあがるとしている。しかしながら中川理事は、県から水道管入替え事業で幾らかかるのかの積算資料は受け取っていないとしている。11月16日議員懇談会でございます。これから30年間の見通しを県はグラフで示しているが、我がまちは根拠資料も確認しないで長期に及び統合事業の話に乗るつもりか。

③基本水量を10立方メートルから5立方メートルに変更して水道料金を変更した際の町の説明では、当日転入してきた家にも水を届けようとすれば、設備投資に多大の負担がかかる水道事業では受水家庭においても一定の固定的な負担をお願いせざるを得ないとしていた。つまり水道管の入替えに必要だからという理由で受水者に負担をお願いするのは毎月5立方メートル分の水道料金が限度であることを認めている。ところが今度の水道の県広域化では、基本水量の考え方は取らないとし、水道管入替え事業に要する費用は全て受水者に負担させる計画になっている。これでは利用者の負担額は青天井になりかねない。町は約束を守り、基本設備を整えるのは町の責任において行い、住民にこれを賦課することのないようにしてもらいたい。

④コロナ対策で多くの自治体では、水道の基本料金を免除する緊急対策が取られている。県広域化になった場合に、水道料金の減免は誰が提案し、誰が決裁するのか。その際に各自治体議会はどのように関与することになるのか。

大きな4番目でございます。東京オリンピックの総括について。

「オリンピックは参加することに意義がある」と教わった前回(1964年)から、「勝利至上主義」「商業主義」に大きな影響を受けた今回のオリンピックの変容は驚くばかりである。学校教育に与える影響も少なくないものと思われる。

①大量のボランティアを集める一方で、JOC委員長の森喜朗氏の月給が200万円であることは驚きであり、怒りを持たれた方も多かったのではないかと。一体JOCは今回のオリンピックをどのように総括しているのか。広陵町に報告はあったか。また、収支損益はどのようなものであったか。さらに、オリンピックの汚職で4回も逮捕される人物が現れ、スポーツの振興や国際的な友好関係を模索している人々には深い嘆きが聞かれる。教育長の受け止めはどうか。学校教育にはどのように伝えるのか。

②平昌冬季オリンピックで活躍した小平奈緒氏が韓国の李相花氏の健闘をたたえ、その後も両者にはスポーツを通じた新しい関係を形成して、スポーツのすばらしさを世界に示すところになったのは記憶に新しい。国と国とでは徴用工問題で冷え切った時代にそのことを超越していることに私も感激している。しかしながら、現実の東京オリンピックをめぐる報道は、全くこれとは無関係に進んでいるように見える。国に対して、国の責任で真相を徹底的に明らかにするよう求めてもらいたいだろうか。

以上でございます。

○議長(吉村裕之君) ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長!

○町長(山村吉由君) 八尾議員の御質問にお答えを申し上げます。

1番目のお悔やみコーナーの設置についてでございます。

議員御質問のお悔やみコーナーの設置でございますが、現在のところ、本年の1月におくやみハン

ドブックを作成して、御遺族の方にお渡しし、必要となる様々な手続をさせていただいているところでございます。

しかしながら、以前からほかの議員さんからもお悔やみコーナーの設置について御質問をいただいていることから、既に取り組んでいる自治体に聞き取りを行うなど、現在は令和5年度設置に向けて準備しているところでございます。

御遺族の方が手続に来られた際に、あちらこちらと窓口を回っていただくことのないよう、担当職員が交互に手続をさせていただくようワンストップ窓口として実施させていただく予定でございます。

また、御遺族でない方が手続に来られる場合は、一定の基準を定めた委任状の持参により、手続をさせていただくこととなります。

議員がおっしゃるとおり、予約制とし、各課へ情報を提供し、故人に必要な手続を行うこととなります。よく御遺族の方から役場だけでは完了せず、さわやかホールにも行く必要があるため、かなり時間を要して、非常に疲れ、負担がかかると伺っておりますので、町民サービスの一環として、お悔やみコーナーの設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2番目の農業委員会の活動についてでございます。

私から一部答弁をさせていただきます。

一つ目の農地でありながら実態が農地でない事例はどれほどあるのか、実態に基づく課税であれば税収はどれほど期待できるのかとの御質問にお答えいたします。

農地でありながら耕作がされていない農地が本町には約7ヘクタールございます。課税は、他の用途に転用されない限り農地であり、変更はございません。農地の固定資産税の課税につきましては、農地売買の特殊性を考慮して、限界収益修正率0.55を乗じて評価額が設定されますが、遊休農地につきましては、農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた場合、勧告遊休農地として限界収益修正率を乗じずに評価額を設定することとなります。本町には、今のところ該当農地はございませんが、今後、農業委員会からの勧告を受けた場合、適切に課税をしてまいります。

二つ目と三つ目の御質問につきましては、農業委員会会長からの答弁となりますが、町としても、地域の現状を踏まえ、集落営農組織の立ち上げや、もうかる農業への転換を支援してまいります。

3番目の水道の県広域化についての御質問でございます。

一つ目の真美ヶ丘団地開発で移管を受けた水道施設を受贈財産として利益に上げず長期負債勘定で処理している仕訳は正しいかとの御質問についてお答えいたします。

水道会計の長期前受金による会計処理につきましては、簿記においては、費用は発生した時点で、収益は受け取った時点で計上することになっており、前受金はサービスを提供する前に受け取ったお金であり、将来、サービス提供のための費用が発生することから負債科目に分類され、サービスを提供した時点で収益に計上されることとなります。

費用の発生が受け取り年度以降となる場合は、長期前受金として固定負債に計上されることとなります。

真美ヶ丘団地開発で移管を受けた当時は、剰余金として資本に計上しておりましたが、平成26年度に地方公営企業会計基準が見直され、補助金等を財源に取得した固定資産は、補助金等の部分は減価償却を行わなくてよいという、みなし償却制度が廃止され、固定資産に対して受け取った補助金等は、その金額に相当する額を長期前受金に計上した上で、後年度の減価償却に併せて、毎年長期前受金戻入として収益化することとなりました。

補助金等により取得し、もしくは改良した固定資産の減価償却、除却または減額処理を行う際に、償却見合い分を順次、収益化し、損益計算書に計上することにより、どのように減価償却を行ったか

を明確にしていくための処理でございます。

二つ目の県は今後30年間の見通しをグラフで示しているが、町は積算資料も確認しないで長期に及ぶ統合計画に乗るつもりかとの御質問についてお答えいたします。

水道事業は人口減少に伴う給水収益の減少と施設老朽化による更新需要の増加という、二つの困難な課題に直面しており、将来にわたり、安心・安全な水道水の供給を維持するには、水道施設の老朽化対策に最優先で取り組む必要がございます。これらの要因により水道原価が上昇するため、水道料金の値上げは避けることができない状況でございます。

水道事業の広域化では、水需要に応じたダウンサイジングや施設配置の適正化等による費用削減が計画されており、主要な更新事業について概要や事業費、実施年度等が示されております。事業費の積算は、国の指針等に基づき、更新実績なども用いた概算額として算定されており、30年間のシミュレーションとしての精度を高めるための条件設定等も公表されております。市町村ごとの老朽化施設の更新につきましては、各団体の更新計画を尊重し、各団体が積算した事業費が採用されております。業務の統合・合理化による経費削減等も含めて行われた試算では、葛城市と大淀町を除く全ての市町村に料金メリットが得られる結果となっております。

三つ目の基本設備を整えるのは町の責任において行い、住民に限度以上の賦課のないようにとの御質問についてお答えいたします。

平成22年の第4回定例会での答弁におきまして、基本料金につきましては、水道メーターの検針や料金の計算などの人件費に減価償却を含めた最低限の費用分であるとしております。水道事業は、地方公営企業法に基づき、独立採算制が原則とされており、事業経営に必要な費用は、利用者からの料金収入で賄わなければなりません。さきに述べましたとおり、二つの困難な課題を抱えており、水道料金の上昇は必至でございますので、利用者負担を軽減するため、広域化により経費を抑制することが重要と考えております。

四つ目の広域企業団におけるコロナ対策の料金の減免は誰が提案し、誰が決裁するのかとの御質問についてお答えいたします。

意思決定プロセス等検討部会において、検討された組織・プロセスのフレームの案では、知事が企業長となり構成団体の長から複数の副企業長を選定し、正副企業長会議において企業団運営に係る重要事項等の方針を決定するとされております。

水道料金の緊急減免は、水道料金の改定に当たると考えられますので、重要事項として、正副企業長会議において方針決定され、構成団体の長全員で構成する運営協議会です承を得て、全構成団体の議会議員から選出される企業団議会に上程し、議決を得て実施されることとなります。

4番目は、教育長がお答え申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 八尾議員さんの東京オリンピックの総括についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員が質問されている国レベルの話は私のような一町村の教育長が答えることにははばかる思いがありますが、お答えをさせていただきます。

まず一つ目のJOCからの総括、収支損益等の報告についての御質問についてお答えいたします。

本町におきましては、JOCから直接に今般のオリンピック開催に対しましての総括的な報告は受けていないのが実情でございます。本町といたしましては、オリンピック開催に伴い、実施されました奈良県における聖火リレーの2日目における出発式の共同開催地として、またその後行われました聖火リレーのルート地として、町民の皆様とともに、より身近にオリンピック・ムーブメントを感じ

た次第でございます。

収支損益につきましても、JOCから報告を受けていないのが実情でございます。ただ、聖火リレーにつきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー奈良県実行委員会として、奈良県と各ルート地の19の市町村とで構成され、実施された実行委員会の事業及び決算につきましては報告があったところでございます。

続いて、学校教育への影響でございますが、今般のオリンピック東京大会のコンセプトは、「全ての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」「一人一人が互いを認め合い（多様性と調和）」「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を三つの基本コンセプトとして開催されたものでございます。オリンピック憲章の根本原則の6番目には、「オリンピック・ムーブメントの目的は、いかなる差別をも伴うことなく、友情、連帯、フェアプレーの精神をもって相互に理解し合うオリンピック精神に基づいて行われるスポーツを通して青少年を教育することにより、平和でよりよい世界をつくることに貢献することにある。」とうたわれております。オリンピックに参加したアスリート一人一人が自身の持っている力の限界に挑戦し、一途に競技している姿に感動するとともに、アスリート自身が自らに誓った強い意志でパフォーマンスしている姿は本当に美しく、見ている者全てに感動を与えてくれます。特に、子供たちにとって、そのパフォーマンスは夢と感動を与え、「そのスポーツをやりたい」「そのスポーツで人々に感動を与えたい」など、スポーツを行う上での動機づけとなり、また、そのスポーツを実践することで、スポーツ文化の継承につながるのではないかと考えております。

議員がおっしゃるとおり、昨今、判明しております汚職問題等に対しましては、様々な分野でスポーツの振興や国際的友好関係の構築に夢膨らませておられた人々には、落胆を隠せないところであり、まさに負の遺産であると考えます。しかしながら、オリンピックにおける、各国の代表選手の諦めない心、スポーツを通して磨かれる多様性と調和を重んじた互いを認め合う心は、学校教育において、児童生徒の競技力や体力向上だけではなく、人間形成の根幹にも影響してくる重要なものであると捉えております。スポーツは神聖なものであり、スポーツの魅力、スポーツ大会の重要性もまた、伝えてまいらなければならないと考えております。

二つ目の国に対し、JOCへの真相究明の要望の可能性はとの御質問についてお答えいたします。

前の質問でも述べさせていただきましたように、スポーツが持つ力と輝きに感動を受け、純粹にスポーツに触れることができる環境整備は必要であり、現在、関係機関におきまして、厳正なる捜査がなされているところでございますので、さらなる事実の判明と真相究明を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉村裕之君） 松村農業委員会会長！

○農業委員会会長（松村和親君） 八尾議員の質問について、二つ目の米価が低迷し、労働に見合う収入にならないと農家の方々が抱える問題点について、農業委員会はどのように対応しようとしてきたかとの御質問にお答えいたします。

この問題点につきましては、今後の農業の在り方を考え、取り組む必要があり、その取組の一つに、人・農地プランの実質化がでございます。このプランは、各地域の農地についての方向性を定める計画で、昨年度に農地が全て市街化区域内にある地区を除く町内11地区について、農家の方々と話し合いをしながら、町と農業委員会が連携し、策定をさせていただきました。

策定過程では、それぞれの地域の課題が明確になり、農地の集約集積による効率的な農業や、集落営農組織の立ち上げを検討する地域もございました。しかし、稲作中心の小規模農家の多い本町におきましては、米価が低迷する中、稲作のみで収益を上げていくことは難しい状況であり、今後は小麦や高収益作物への転換等、効率的で収益が上がる農業を目指す必要がございます。

また、担い手の減少や高齢化により地域での農地が適切に利用されなくなることも懸念されます。農地を適正に担い手に耕作していただけるよう、地域の農家と意見交換をしながら、しっかりと農業委員会から町の農政部局や関係機関等に働きかけたいと考えます。

次に、三つ目の食料自給率の向上、国土の多面的な利用、食の安全等の課題について農業委員会はどうのような取組を行ってきたのかとの御質問にお答えいたします。

国では、各市町村が定めた人・農地プランを実質化した後、地域計画の作成が法制化され義務化されました。地域計画は、地域農業の在り方の計画であり、やらされているという感ではなく、地域が総がかり体制で、農業及び農地の維持発展を目指すものとされており。そのためには、農地の集約集積、新規就農者や女性就農者等の多様な人材の活用も掲げられております。地域の担い手との協議を重ね、実情を踏まえながら、計画を作成し、実行することが持続可能な町の農業を目指すことになるものと考えております。

このようなことから、農業農村の課題につきましては、人・農地プランの実質化による地域計画の作成が解決の糸口になると考えるものでございます。地域計画は、市町村と農業委員会が役割分担を定めて作成することになっておりますので、今後も町の農政部局と連携して、将来に継続できる農業を考えた計画作成に携わってまいります。

最後に、日本は古来から農業を中心にしたコミュニティを形成してまいりました。しかし、昨今の状況を見ますと、地域コミュニティの希薄化が進んでいる中、農業の担い手の高齢化や、他の産業への担い手の流出による農業従事者の減少が懸念されます。やはり農地を守り、農業を振興していくことは、集落の衰退を防ぐことになることから、農業委員会といたしましては、しっかりと町、関係機関等と連携しながら農業を守る取組を進めてまいります。

結びに、議会議員の皆様も御理解、御協力をよろしく願いいたしまして、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉村裕之君） それでは、2回目の質問に入っていただきます。

八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 答弁ありがとうございました。

それでは、順次聞いてまいります。

1番目のお悔やみコーナーですけれども、これはほぼ事務方もその気になっておられるようでございまして、令和5年度から設置をしないと、そのために準備を進めるということだから令和5年度からお悔やみコーナーは設置しますということを約束していただいたと理解してよろしいですか。

○議長（吉村裕之君） 小原住民環境部長！

○住民環境部長（小原 薫君） 以前からほかの議員さんからもたびたびこういうコーナーの設置を求められておりましたので、事務局としていろいろ進んでおりました。令和5年から実施させていただきます。ただ、設置場所につきましては、上牧町を拝見しましたら入って窓口の入り口に設置されておりましたが、本町の場合、かなり1階は密集しておりますので、考えているところは2階の総務課と生涯学習文化財課の間の応接セットのあるところの設置と考えております。総務部長ともそういう話はさせていただいております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 話がえらい具体的に答弁いただきましてありがとうございました。信憑性が高まりました。この間、小原部長から広陵町のおくやみハンドブックというのを1冊頂きました。私、ネットで調べて埼玉県上尾市のおくやみハンドブックというのが出てきましたので、全く同じでございますね。どうも会社がこれを自治体に売り込んでおるようですね。それで大体スタンダードなお悔やみコーナーというのができるようになっておるようでございますので、これはよその自治体が

先んじてやっているときもありますから、ぜひ参考にさせていただいて、ぜひお願いしたいと思います。これは私、自分の手柄にするつもりはありません。これまでたくさんの方が、本当にたくさんの方が一生懸命言って、ようやく部長が判断をしたものだ、と、こういうふうに理解をしておきますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

2番目に行きたいと思います。

農業委員会の活動について松村会長さん、答弁ありがとうございました。それで、きっかけになったのは、的場の中堀医院から北側に上っていく道路の樹木が乱れてましてね、それで農業委員会さんが、あれは農地やでということを見つけて、それが地主さんに伝わると。だから地主にしてみたら、農地ということだと大変安い固定資産税しか払っていないということが暴かれたというか、言葉は悪いですけど暴かれたと、こういうことだと思うんです。それでほかにどれくらいあるんですかと聞いたら7ヘクタールもあるということなんですが、これは幾らの税収が上がるんですかというふうに聞いてますから、どなたが答えていただけるんですか。税務課を担当しているところ、何ぼ上がるんか教えてください。

○議長（吉村裕之君） 藤井総務部長！

○総務部長（藤井勝寛君） お答えさせていただきます。

本町に7ヘクタールの農地、耕作されていない農地がございますけれども、固定資産の課税上、評価基準では登記地目にかかわらず、現況地目で課税するというようになっておりまして、それと利用目的が何であるのか、そういうことを総合的に判断して課税をさせていただいております。一般的には休耕の農地は農地ということで課税はさせていただいておりますので、耕作されていないこの7ヘクタール分についても課税的には変わらないという認識はしております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） そうすると課税逃れというふうに言えなくもないので、これは本当にそれでいいのかということを一度吟味していただく必要があると思います。

同時に、例えば100坪の住宅地で、50坪が住宅で建て暮らしているんだけど、残りは畑にしようやないかということで、現況畑という、こういう場所もありますね。今、部長が言われたのは現況課税ということだったら1月1日現在で、その土地がどのように使われているかによって課税の中身が変わってきますわな、たしか。この場合はどうなっていますか。

○議長（吉村裕之君） 藤井総務部長！

○総務部長（藤井勝寛君） 宅地の場合ですね、半分八尾議員おっしゃるように畑にされているようでしたら、現況が個々の状況にもよりますけれども、半分畑でしたら宅地と、残り半分は農地、畑という課税でさせていただいております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） ところが実際には、その土地を持っておられる方がそういう認識に立たないで、ここは住宅だからというのでずっと同じ固定資産税を払い続けているという事例があるんですよ。これを改めるのはやっぱり農地がどんなものであるのか、宅地がどんなものであるのかということとをきちんと住民の方に周知しないとイケませんので、その点ちょっと逆のパターンですけども、宣伝が弱いんじゃないかと僕は思うんですけど、どうですか。

○議長（吉村裕之君） 藤井総務部長！

○総務部長（藤井勝寛君） 固定資産の課税につきましては、毎年納税通知書も送らせていただいておりますので、その中でも一応しおりのところにも一応現況課税ということでは、そういう形では住民の方には、所有者の方には一応そういう形で通知はしているということになっております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） アリバイはつくってありますよという答弁でございました。

これはやっぱり運動をしていかないと、町は何もむやみやたらと高い税率で課税しようということでは無いんだと。現況の上、課税するんだという原則があるんだから、もしそういう畑にしておられるんだしたら、畑の税率を適用しますし、逆に、農地というふうに今までなっていたんだけど、農地でないということであるんだしたら、それは申し訳ないけれども、少し高い税率で払ってもらわなアカンというふうにしておかないと、バランスが取れないんじゃないかと、倫理性が問われるんじゃないかと思えますけど、どうですか。

○議長（吉村裕之君） 栗山地域振興部長！

○地域振興部長（栗山ゆかり君） 失礼いたします。今、八尾議員さんの農地でない課税についてということで御質問いただいておりますけれども、この答弁書の中にある7ヘクタールという農地でございますけれども、これは現況が農地であっても耕作されていない農地がほとんどでございます。その農地を遊休農地とみなして、この農地をなるべく耕作していただくような仕組みとして、固定資産を重課する仕組みというのがございます。この重課する仕組みといいますのは、その農地が農地でありながら適正に農業を行われていない土地、その土地が必ず優良農地で、どうしてもこれは作りやすい土地なんだけれども、この土地を幾ら言っても耕作していただけないという土地の審査といいますか、そういう調査が必要でございます。その調査というのが農業委員会が毎年行わせていただいている農地パトロールというものでございまして、その農地一つ一つにこの土の形状でありますとか、それから駐車スペースがあるのかと、どのように農業しやすいのかというところを判定いたしまして、農地中間管理機構というところに審査というか、調査をお渡しするわけで、それがとても優良な農地ですよというふうに認められた場合は農業委員会から課税の部局のほうに、それをこの農地は優良農地でありながら作れないので、農地でないですよと、農地として評価をしないでくださいという勧告をするということになりますので、必ずしも7ヘクタールが全部農地でない農地ということではございませんので、それだけ御認識をよろしくお願いいたします。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 詳しく説明していただきましてありがとうございました。要は、それぞれ事情を抱えておられると思いますから、分からないことがあったら役場に聞いて、どういうことをしたらいいですかということをやっぴり順番の一つ一つ解決していくことが重要だと思います。

米価の問題について一つだけ言っておきます。

今、米の消費が随分細ってきておりますけれども、国は相変わらずミニマム・アクセス米ということで外国から米を輸入しております。むしろ米が余るといのであれば、生活に困窮しておられる御家庭もだんだん増えてきている時代ですから、ミニマム・アクセス米はもう縮小してもらいたいと。余裕がある米については、そういう困難を抱えた家に届けて支援をするというような政策というのは掲げておられないんでしょうか。

○議長（吉村裕之君） 栗山地域振興部長！

○地域振興部長（栗山ゆかり君） 失礼いたします。

この米価の低迷においての米のいろいろな売り先といいますか、そういうところと、それからミニマム・アクセス米の件につきましては、やはり国策というところもございまして、ちょっと農業委員会、それから農政としてはなかなか答えにくい部分でございまして、ただ、やはり農業を持続可能なものにしていくためにはもちろん米価の安定が必要でございまして、その部分につきましては、町のほうといたしましても、国のほうに声を上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） ぜひその声を上げていただきたいと思います。ある方が農家の時間給を計算された方がありまして大体100円台だそうですね。だから会社勤めをしていて、所得税を払うけれども、農家で経営をやって赤字が出たと。農機具の減価償却で所得がマイナスになっちゃったと、こういうときは足し算をしてそれで税金を担保してもらおうと、こういうやり方もあるんだそうで、本当に苦労に苦労を重ねておられるということがあります。私も農家の子ですから、やっぱり田んぼが少なくなると何となく寂しくなるので、やっぱり農業をしておられる方が元気に次の代に田んぼを渡していけるようなそんなことを農業委員会のほうでもいろいろ研究をしておられるということがよく分かりましたので、その線に沿って御尽力いただけたら結構かと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

3番目に行きたいと思います。

○議長（吉村裕之君） 藤井総務部長！

○総務部長（藤井勝寛君） 申し訳ないです。先ほど八尾議員から宅地の一部が農地としてもし利用されていた場合は課税がどうなるかということなんですけれども、税務課といたしましては、1区画を一つの課税ということで一応見ておりますので、本当に一部だけ、家庭菜園的なものでしたら、もうそれは宅地ということになりますので、宅地介在農地ということで一応宅地課税ということでちょっと訂正させていただきます。すみませんでした。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 細かい答弁をありがとうございました。

それでは、水道のほうへ行ってみたいと思います。

最初に仕訳は正しいのかというふうに書きましたら、答弁書の仕訳は漢字を間違っております。経理処理の仕訳ですからね、間違っておりますから、これは訂正してくださいね。

それで、私が言ってるのは常識的な話なんです。公団が真美ヶ丘ニュータウンを開発しましたね。そのときに、水道施設も同様に開発したわけです。これを一定の時期に、これも広陵町の財産にしてもらわなあかんというて、広陵町に渡したんです。それは私、通常で言えば特別利益じゃないかと思えますけれども、長期前受金ということで、長期に負債に計上をしているのは大丈夫かと、こういうことなんです。答弁書は世の中の本に紹介されている、私ここには、新地方公営企業会計の実務ガイドというのを持ってますから、答弁書に書かれた内容はこの内容とほぼ一致していますので、それを踏まえた上でお尋ねをしたいと思うんですけれども。そうするとなぜそんな処理をするのかということについて、焦点を当てないといけない。特に今は県の広域化というふうに言ってるけれども、この長期前受金の34億円はどうなるんですか。県の広域化に行っちゃうんですか、行かないんですか、どういう理解ですか。

○議長（吉村裕之君） 中川理事！

○理事兼都市整備部長（中川 保君） 会計全てが統一されますので、補助金で築造した管路、施設等も一体化に含まれますので、同じように前受金で処理した形で今後も減価償却の際に戻入という形で収益化されるということになります。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 今の理事の答弁だとこういうことになるんですよ。今、令和3年度の決算書でいうと、34億1,125万円の長期前受金があるんです。それに対応して、長期前受金戻入ということで、この令和3年度は9,928万円の利益が出ている。だからずっと広陵町が抱えていたら、この金を抱えていたら、毎年1億円の金が、収益が上がるんですね。上がるのを差し出そうと、こういうことになるんですけどね、そんなことしていいんですか。もっと広陵町の住民のために使うというふうにしなないといけないんじゃないかと思うんですけど、全体をそういうふうにして吸い上げら

れて大丈夫なんですか。

○議長（吉村裕之君） 中川理事！

○理事兼都市整備部長（中川 保君） 企業会計として国の方針が平成26年から変わっているというところで、それまでは譲与を受けた資産相当額を利益としてカウントしててですね、それを減価償却する際に償却していくのに使っていたということで、実際、料金計算の中ではなかったことになってしまうと。利益があって、減価償却していくので、その分は料金に反映されないという形になるんですけれども、今の長期前受金で処理して、それで減価償却する際に収益化することで、その補助金で取得した施設の減価償却の費用がチャラになるということで、料金に反映されなくなるのでそういう会計の処理としてのやり方なので、現実には金銭が動くものではないので、問題ないというふうに考えております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 認識に相当違いがあるようですから、これはこの後でも詰めたいと思います。

それから議会議員に配られた水道の資料にこんなんがあるんですよ。見ておられますね。町単独で行く場合の水道料金の上がり方、それから広域化で行く場合はちょっとそれより低いですよと、上がるのは上がるんだけど、単独で行くよりは広域で行ったほうが安く済みませと、こういう話なんですよ。1キロの延長、1キロの水道管を入替えをするのに、我が広陵町では一体幾らの金がかかるというふうに認識しておられますか。

○議長（吉村裕之君） 中川理事！

○理事兼都市整備部長（中川 保君） 広陵町の建設改良費の積算については、これまで平成27年から管路の更新事業をやっています。その実績値で計算させていただいております、1キロ約2億円という形で積算させていただいております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） そうすると体育施設の町は受益者負担の原則でというふうなことで議論がありましたね、前回のね。あのときには、どういう議論をしたかということ、体育館を建てる費用については町が税金で対応しますと、持ちますと。だけど、ランニングコストについてはその建物の性格にふさわしいやり方で受益を受ける方々に一定の負担のお願いをしたいと、こういう理屈を言われたんですね。賛成討論を言われた方もうなずいておられます。ということになりますと、どういうことになるかといったら、水道管のない水道事業ってないでしょう。だからこの施設というのは基本的には全額が町の税で対応しなきゃいけないんだけど、けどあまりに金額が大き過ぎて耐えられないということがあるので、前は10立方メートルだったけど今は5立方メートルのところまで、これを固定資産につぎ込むような仕組みをつくったんですよというのがこれまでの説明の流れなんですって。これ、だから今回改悪しようというわけですな。全部住民の負担にしると、こういう話ですから、これいいんですか。

○議長（吉村裕之君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） それは一般会計と公営企業会計の違いでございますので、公営企業会計は全てその利用者が負担するという仕組みになっていますので、一般会計で資産を形成するのと、公営企業会計で資産を形成するのとは手法が違います。もともと水道企業会計は、全く資産のない状態から最初からやるとすれば、全額起債、借入れを起こして、その返済に充てるために料金を設定すると。それで資産形成をしていった上で、できた資産を毎年減価償却をした上でその起債の償還に充てると。その減価償却分が水道使用料に反映されるということになっておりますので、循環投資をする。老朽管は、大体耐用年数50年と言われていますが、50分の1ずつ償却をしていく。だから料金で減価

償却をしていって借金を返すとともに、今度、新たに老朽管を入れ替えるときは、改めて借金をする方法もございますので、そういったことで料金は加入者、いわゆる利用者に負担をしていただくというのが公営企業会計でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 先ほど町長の答弁で、肝になっているのが地方公営企業法に基づき独立採算制が原則とされていると、こうなっているんですよ。私、決算とか予算のところでも何度も聞いているんですけどね、この公営企業法で扱う分野については、独立採算制を採用するという文言はないんです。文章としてはないんですよ。どこから引っ張られたんですか。

○議長（吉村裕之君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 文言は独立採算制というふうに書かれていないと思います。企業では企業活動に伴う収益をもって、その支出に充てると書いてあると思いますので、独立採算と同じだというふうに思います。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） そのことに少し反論しておきますが、例えば下水道のところ、第二浄化センターをつくるときに、国は広陵町を模範自治体にしたいからというので、多額の金を借りてくれと、何ぼでも貸すからと。私と山田議員が議員に当選したときには実に70億円だったんです。今54億円なんです。大分減りましたがね。どんどん貸し付けて、ところがそうすると利息が足らなくなった。これは中身でいうと、独立採算制からいうと、それに一般会計から移動してくる金が独立採算ということになじむかどうかといったらこれはなじまないんですよ。法定外繰入というやつですね。実際にはそういうことをやって、下水道事業を維持しているという実態があるんです。これもだから上水道も同様の考え方がありまして、それが仮に一步下がって原則であるということも認めたとしても、町としては住民に対してできるだけ負担をかけないように努力するというのが基本的な政策にならなかったらおかしいんじゃないですか。どうですか。

○議長（吉村裕之君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） もちろん利用者に安価で安心できる水を供給するというのは公営企業、いわゆる水道事業会計の責務でございますので、その理念に立っていることは間違いございません。単独で経営するよりも奈良県域広域水道で参加をしたほうが利用者の利点、有利になるという判断に立っての広域化でございます。広陵町だけで将来運営できるかということでございますが、やはり奈良県全体で規模を大きくして、規模の利益を享受するほうが良いということになりますので、今そのように判断をしているというところでございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 災害が発生したときに井戸水が大事だとか、自己水が大事だということが言われているんですが、今回の広域化では、浄水場を廃止の嵐でございます。浄水場をなくすということは非常に危険な行為なので、それをなくすというのは一体どういうことなのかと。あるいは水道の、コロナで止まっている人たちに水道の基本料金を減免しようと、こういう流れがありましたけれども、これはたまたま広陵町議会だから町長何とかしてくださいやとっておりますけれども、果たして39もの自治体、30幾つかな、ちょっと下がりましたが、いけるのかという点はあるかと思えます。これはこれからも3月議会を目指して議論していきたいと思えます。

最後のところであります。オリンピックでございますが、教育長は随分しおらしいことを言っておりますが、私は何も日本全国のオリンピック事業についてあなたに総括を求めているわけじゃない。実際の担当分野のところ、駄目なことは駄目だというふうには言わなきゃいけないということをお願いいたします。

それで、NHKの報道によれば、組織委員会のマーケティング局の306人、これは民間の企業からみなし公務員ということで派遣をされた人物でございます、そのうち電通から出向者が110人、名前がよく出てくる4回も逮捕されたあの人物は、この電通の親分ですね。だからそれで組織委員会とうまいことやって談合して、本来住民が払う必要のない高い料金を払わされるということなんですよ。だからこれはやっぱり教育長としては、少なくともスポーツのありようからいって、問題があると、倫理上問題があると。清廉潔白にやっぱりしてもらいたいということはこの小さな広陵町の側の教育長のアピールとして言うていただく必要があるんじゃないかと僕は思うんですけどもどうですか。

○議長（吉村裕之君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 私はやはり子供たちにはやっぱり夢と希望を与えたいというのが一番の思いでございます。スポーツをやることで、やはり先ほども答弁させていただきましたように本当に一人一人のアスリートの頑張りというのが子供たちの夢と希望をかなえることにつながると考えています。確かにそういった裏の部分というか、影の部分が当然いろんなところであると思います。私は影の部分やはり子供たちに伝えたほうがいいという話をされる人もいると思うんですが、私はそうじゃなくて、やはり常に子供たちには明るい未来を見詰めてほしいという思いの中で、希望と夢を与えるスポーツ、それが原点ですので、そういったことをやはり教えていきたいというふうに思いますので、そういう汚職という、負の遺産については私は子供たちにはどうも伝えたくないという思いがございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 立場の違いもありますが、植村教育長の思いは私、理解はいたします、理解は。だけどそれはいずれはっきりしてもらわないかん。

ここに10月に、県民だより奈良があるんですよ。空手をやっているようなこんな感じの。将来はオリンピック選手を目指すよと、こういうふうに言ってるんですね。だから県も自治体もオリンピックに参加して、金メダルを取るのが夢だと、こういうので競争をお願いしているんでしょ。だからやっぱりその辺りはしっかりとやっていただく必要があるんじゃないか。

最後に言いますが、韓国と徴用工問題でいまだに解決が図られていませんけれども、小平奈緒さんという例のアスリート、崩れかかった韓国の2位になった李相花さんを助け起こして一緒に回りましたね。非常に感激したんですね。やっぱりスポーツというのはそういう政治の世界の対立をも超越すると、こういうのが分かっていいのじゃないかと思えます。

小平さんね、2030年に開催される予定の札幌オリンピックに協力してもらえんかと要請があったんですけど。御存じのように、うんと言わなかった。これは一体どういうことなのかということを見ると、これから以降は私の考えですけれども、オリンピックのありようがね、勝利至上主義とか商業主義に毒されていて、私はとてもじゃないけれども、そういう中で生きていけないわというので母校の信州大学に戻って後任の指導をいたしましょうと、こういうきっぱりとした態度を取られたということがあります。そのことを私は大変心強く感じましたので、紹介をして質問を終わります。

○議長（吉村裕之君） 以上で、八尾議員の一般質問は終了しました。